赤穂市上下水道部職員の勤務時間、その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年9月26日

赤穂市上下水道事業 赤穂市長 牟 禮 正 稔

赤穂市上下水道事業管理規程第9号

赤穂市上下水道部職員の勤務時間、その他の勤務条件に関する規程 の一部を改正する規程

赤穂市上下水道部職員の勤務時間、その他の勤務条件に関する規程(昭和41年赤穂市水道事業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第21条を第24条とし、第20条を第23条とし、第19条の次に次の3条を加える。 (育児休業等)

第20条 職員の育児休業等については、職員の育児休業等に関する条例(平成4年赤穂市条例 第6号)及び職員の育児休業等に関する規則(平成4年赤穂市規則第10号)の規定の例によ る。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

- 第21条 管理者は、職員の育児休業等に関する条例第26条第1項の措置を講ずるに当たつては、同項の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。) その他の事項を知らせるための措置
 - (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」という。)に係る申出職員の 意向を確認するための措置
 - (3) 職員の育児休業等に関する条例第26条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置
- 2 管理者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、赤穂市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則(昭和41年赤穂市規則第12号)第24条に規定する期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。) その他の事項を知らせるための措置

- (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置
- 3 管理者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たつ ては、当該意向に配慮しなければならない。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至つた職員に対する意向確認等)

- 第22条 管理者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至つたことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。
- 2 管理者は、職員に対して、前項に規定する事項を知らせなければならない。

付 則

- 1 この規程は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 管理者は、この規程の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、この規程による改正後の赤穂市上下水道部職員の勤務時間、その他の勤務条件に関する規程第21条第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。